

## 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第30回）開催結果概要

### 1 日時

平成21年5月29日（金）午前10時から午後零時まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，飯田裕美子，酒巻匡，高口秀章，  
高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，氏本厚司総務局第二課長，本田能久総務局参事官，  
朝倉佳秀民事局第二課長，齊藤啓昭刑事局第一・三課長，  
春名茂行政局第二課長，浅香竜太家庭局第二課長

### 4 進行

#### （1）第3回報告書案のたたき台に関する意見交換

ア 朝倉民事局第二課長から，民事第一審訴訟事件の概況，民事訴訟事件一般  
に共通する長期化要因並びに医事関係訴訟及び建築関係訴訟の長期化要因に  
ついて，新たに検討した点を中心とした説明がされた。

（中尾委員）

利息制限法の制限利率を超えた利率による貸付が将来的には減少してい  
く旨述べられているが，実際は，既にこのような貸付は減少し始めている  
ので，「将来的には」という表現について，書きぶりを工夫してはいか  
か。

（菅野審議官）

御指摘を踏まえ，「更に」減少することが予想されると記載するなど，  
表現を検討したい。

(中尾委員)

過払金返還請求訴訟の特徴として、審理期間の短い事件が多いことなどに加えて、取下げで終局する事件の割合が大きいことも挙げてはどうか。

(酒巻委員)

座談会を掲載した文献を引用する脚注については、読者向けに、座談会における発言者名を分かりやすく記載した方が良いであろう。

(朝倉民事局第二課長)

御指摘を踏まえて、検討したい。

(中尾委員)

和解の実情を示すデータとして、民事訴訟実態調査研究会の実施した和解勧告数の調査結果が挙げられているが、報告書案がこれをどのように評価しているのか分かりにくい。

(飯田委員)

同感である。

(山本委員)

この調査は、和解期日として指定された期日のほか、調書上和解勧告を行った旨の明確な記載のある口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の回数のみを調査したものであるが、実際の事件では、この調査で把握した回数のほかにも和解が行われている可能性がある。

(二島委員)

裁判所から和解による解決の可能性について打診された場合も、ここにいう「和解勧告」に含まれているのか。色々な点に疑義があるのであれば、注に落とした方が良いか。

(高橋座長)

この調査結果自体は貴重なデータであるから、誤解のないよ

う、この調査で用いられている和解勧告数の意味を補足すれば良いのではないか。

(菅野審議官)

和解勧告数の調査結果そのものは本文に残した上で、その意味について補足するなど説明を工夫したい。

(中尾委員)

報告書案では、正式な検証以外の方法として事実上現地を見る場合も含めて、実際に裁判官が現地に赴いているケースがどの程度かを分析されている。しかし、検証以外の方法で事実上現地を見た場合には、その結果が訴訟記録に残らないという問題があるので、検証実施率が低いことを問題とすべきである。

(山本委員)

なぜ、正式な検証という手続をとらずに事実上現地を見る方法をとっているのかという事情も盛り込むべきではないか。

(菅野審議官)

御指摘の点については、第3回報告では具体的な検討を行っていないので、第4回報告において、各庁の実情等を踏まえながら、裁判の適正迅速化を推進する施策を検討する際に取り上げたい。

イ 春名行政局第二課長から、知的財産権訴訟、労働関係訴訟等の長期化要因について、新たに検討した点を中心とした説明がされた。

(二島委員)

労働審判事件について、第3回報告ではコラムの形で取り上げるにとどまっているが、第4回報告では更に掘り下げた分析を行っていただきたい。

(春名行政局第二課長)

労働審判制度の実施から既に3年経過しているもので、今後、できる限り分析、検討していきたい。

(菅野審議官)

第3回報告では、長期化要因の分析が中心となっているので、迅速な処理がされている労働審判事件は、大きく取り上げなかったが、昨今の社会情勢の中では、労働審判を抜きにして労働訴訟を語ることが難しい状況といえよう。労働審判事件については、第4回報告において裁判の適正迅速化を推進する施策を検討する際に、例えば、考え得る一つのモデルとして更に分析することを考えている。

ウ 齊藤刑事局第一課長から、刑事訴訟事件の概況、刑事訴訟事件に関する分析について、新たに検討した点を中心とした説明がされた。

(秋葉委員)

公判前整理手続の説明の中で「争点の絞り込み」、 「証拠の厳選」という表現が使われているが、現在の刑事裁判実務では、争点を無理に削るのではなく、むしろ争点を明確化することが重要であり、また、証拠についても不必要な証拠が請求されていないかという点のほかに、争点について必要な証拠が十分請求されているかについても検討されている。その意味では、争点又は証拠の適切な整理という表現の方が適切である。

公判前整理手続の平均期間が長期化傾向にあると述べられているが、その背景には、公判の開廷日数や開廷時間をできる限り短くするために、公判前整理手続で争点の明確化及び証拠の整理を深く詰めておきたいという実務の考え方があると思われる。

今後の問題ではあるが、裁判員裁判について、開廷時間に着

目した分析を行う場合に、今後増加するであろう休憩や中間評議に充てられる時間をどのように扱うかについて、検討しておく必要がある。

(菅野審議官)

開廷時間と休憩及び中間評議の時間とを区別して統計を取るの  
のは難しいので、例えば、審理スケジュールの実例を一期日当  
たりの時間配分のサンプルとして御紹介いただくことも考えら  
れる。具体的にどのようなことが考えられるか、今後検討した  
い。

エ 浅香家庭局第二課長から、家事事件の概況等、家事事件に関する分析につ  
いて、新たに検討した点を中心とした説明がされた。

(中尾委員)

遺産分割事件の平均期日間隔が長いことの理由として、調停  
委員として一般に多忙な弁護士委員を指定する点が挙げられて  
いるが、多忙なのは弁護士委員に限られないので、弁護士委員  
に限定した表現は適当でないのではないか。

(菅野審議官)

御指摘を踏まえて、表現を検討したい。

(中尾委員)

調停室の不足についても、長期化要因として指摘すべきであ  
る。

(菅野審議官)

調停室の不足の点は、民事訴訟事件一般に共通する長期化要  
因として取り上げた法廷等の不足に含めて説明したつもりであ  
ったが、法廷等の不足に調停室が含まれている趣旨が明確にな  
るよう説明を工夫したい。

( 2 ) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第 3 1 回 平成 2 1 年 7 月 2 1 日 ( 火 ) 午後 3 時から

( 以 上 )